

東総地区広域市町村圏事務組合公告第5号

東総地区広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成25年度における事務組合職員の人事行政の状況を次のとおり公表する。

平成26年12月25日

東総地区広域市町村圏事務組合

管 理 者 明 智 忠 直

東総地区広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者数

当事務組合の職員は、構成市及び県からの派遣で構成されているため、採用及び退職の該当はありません。

(2) 職員数

区 分	平成24年	平成25年	主な増減理由
事務部局	10人	10人	

2 職員の給与の状況

基本給与の平均月額（平成25年4月現在）

給 料	手 当	合 計
348,825円	73,925円	422,750円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間及び休日の状況

1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	7時間45分（8時30分～17時15分）
休 日	土曜・日曜日、祝日、年末年始

(2) 休暇等

有 給	年次休暇（１年につき２０日間付与） 療養休暇 特別休暇（結婚休暇、生理休暇、産前・産後休暇、育児休暇、子育て休暇、忌引、夏季休暇など）
無 給	看護休暇 育児休業（子が３歳に達する日まで）

4 職員の分限及び懲戒処分状況

該当ありませんでした。

5 職員の服務状況

地方公務員法により、信用失墜行為の禁止・秘密を守る義務・職務専念義務・政治的行為の制限・争議行為の禁止・営利企業等の従事制限等の義務規定・禁止規定が定められています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修

職員の能力の向上を目的として、千葉県自治研修センター、当組合等において専門研修、基本研修等を実施しています。

(2) 勤務成績の評定

職員構成の性質上、独自では実施しておらず、所属団体に準拠しています。

7 職員の福祉及び利益の保護状況

区 分	内 容
厚 生 制 度	定期健康診断及び千葉縣市町村職員互助会が実施する給付・福利厚生事業など
共 済 制 度	健康保険や年金業務を行う千葉縣市町村職員共済組合に加入
公 務 災 害 補 償 制 度	公務上・通勤途上の負傷・疾病に対する療養補償・休業補償・障害補償・遺族補償

8 公平委員会の業務状況

区 分	勤務条件に関する措置要求	不利益処分に関する不服申立て
該当の有無	無	無

※ 「勤務条件に関する措置要求」とは、公平委員会に対し、職員が給与・勤務時間などの勤務条件に関して、組合が適切な措置を講ずるよう要求できる制度です。

※ 「不利益処分に関する不服申立て」とは、職員が懲戒処分などの不利益処分を受けた場合で不服があるときに、公平委員会に対し不服申立て（審査請求・異議申立て）ができる制度です。